



第 1 1 章 エコアクション刈谷



刈谷ハイウェイオアシス

第 11 章 エコアクション刈谷

1 刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」（令和 3 年（2021 年）4 月 1 日改定）

地方公共団体は、市民や事業者に環境保全の行動を求めていく立場であることから、自ら率先した取組をすることが求められています。そのため、温室効果ガスの排出抑制を含め、本市の事務及び事業における環境負荷を軽減させることを目的に、刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」を定め、推進しています。

職員一人ひとりが自らの行動に責任を持つとともに、各職場での環境配慮行動を日常業務に定着させ、全庁的な推進を図っていきます。

※期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間です。

※計画の適用範囲は、本市における全ての事務及び事業（委託事業を除く。）を対象とします。

※適用施設は、市が管理運営する施設及び指定管理者制度導入施設です。

(1) 計画で定める温室効果ガスの削減目標

本計画では、「地球温暖化対策計画」の目標である令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で温室効果ガス排出量を 40%削減することを目標としています。

(2) 計画で定める具体的配慮事項及び取組

計画における具体的な取組を以下に示します。

ア 財やサービスの購入に関する事項

1 公用車

①燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を率先導入する。

2 O A 機器類

②O A 機器、家電製品、照明等の導入・更新時は、積極的に省エネルギー型の製品を選択する。

3 一般物品

③物品の調達に当たっては、刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する。

イ 日常の事務・事業に関する事項

1 照明設備

①休憩時間、業務時間外においては、必要最小限の部分を除き消灯する。

②廊下、ミーティングスペース等では、自然光を活用し、照明の使用を控える。

2 O A 機器類

①休憩時間や離席時は、P C をスリープ状態とする。（2 時間以上は、電源 O F F）

②最後に執務室等から退室する職員は、全ての O A 機器類の電源が落ちていることを確認する。

- ③PCの輝度は、50%とする。(可能な場合は、40%程度とする。)
- ④低電力モード、節電モードがある機器は、活用する。
- ⑤可能な限り未使用時は、コンセントから抜いておく。(使用頻度の低い機器をコンセントに挿したままにしない。)

3 エレベーター

- ①傷病時や荷物運搬時を除き、上階へ4フロア以上の移動以外は階段を利用する。

4 空調設備・給湯設備

- ①換気を考慮しながら、可能な限り冷暖房中の窓・出入口を開放しない。
- ②会議室に不要な空調が入らないよう、会議室管理を徹底する。
- ③執務室のブラインドやカーテンを有効利用する。
- ④クールビズ・ウォームビズ等を活用し、冷暖房の使用期間や時間、設定温度の抑制を図る。
- ⑤空調吹き出し口や窓際の風の流れの付近に荷物を置かない。
- ⑥給湯器の給湯温度は、低めに設定する。

5 水資源

- ①水を使用する際は、必要最小限に努める。
- ②自動水栓でない場合は、使用後に水道栓がしっかり閉まっていることを確認する。

6 公用車

- ①近距離(片道1キロメートル以内)の移動は、可能な限り徒歩や自転車で行う。(片道500メートル以内は、原則公用車を使用しない。)
- ②可能な範囲で乗り合わせに努める。
- ③可能な範囲で公共交通機関を活用する。
- ④エコカーや小型車両など燃費性能の高い車両を優先的に利用する。
- ⑤エコドライブを励行する。(急発進、急加速、空吹かし等を抑制する。)
- ⑥駐車時時のアイドリングストップに努める。
- ⑦不要物を積載したまま利用しない。
- ⑧有料道路走行時は、ETC搭載車両を利用する。
- ⑨クールビズ・ウォームビズ等により、カーエアコンの使用をできる限り控える。
- ⑩事前に下調べを行い、走行ルート of 合理化に努める。

7 紙類

- ①会議資料の簡素化、要約版・概要版の作成、個人持ち資料の削減等を進める。(スマート会議を実施する。)
- ②両面・縮小印刷、裏面利用、ミスコピー防止を徹底する。
- ③電子決裁、電子メール等の機能による電子データを活用し、ペーパーレス化を図る。
- ④封筒の省略や使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

8 ごみの排出・リサイクル

- ①事務用物品は、可能な限り再利用する。
- ②在庫管理を徹底し、余分なものを購入しない。(使用期限切れ等による廃棄を抑制する。)
- ③資料・カタログ類は、必要最低限なもの以外を受け取らないようにする。

- ④個人ごみの発生を抑制する（マイボトルの利用や個人ごみ持ち帰りなど）。
- ⑤廃棄時の分別を徹底する。
- ⑥使用済み古紙の再資源化を推進する。
- ⑦コピー機やプリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

9 その他

- ①ノー残業デーの一層の徹底を図る。
- ②事務作業について、常に見直しを行い、時間外勤務を削減する。
- ③公共交通機関、マイカー相乗り、自転車、徒歩等による通勤（エコ通勤）に努める。
- ④トイレの便座ヒーターは、保温のため使用後に蓋を閉める。

ウ 財や建築物の管理等に関する事項

1 公用車

- ①タイヤの溝や空気圧等を定期的に点検し、適切な車両の整備を行う。

2 施設設計

- ①太陽光発電システムの設置など、自然エネルギーを活用する。
- ②省エネルギー型の照明機器（LED等高効率照明など）や空調機器（高機能換気設備など）の設置・更新に努める。
- ③コージェネレーションシステムの導入など、エネルギー使用の合理化に努める。
- ④建物の断熱性の向上に努める。
- ⑤既存施設について省エネルギー改修をする際は、E S C O事業の導入に努める。
- ⑥省エネ法に基づき、公共施設の省エネ化を計画的に進める。

3 水資源

- ①水漏れ点検の実施や流量・水圧の調整により、水利用の適正化を図る。
- ②節水コマ、自動水栓、トイレの流水音発生器など、節水に有効な設備・器具を導入する。
- ③雨水利用や排水の再利用を図る。

4 緑地

- ①植栽の設置や壁面・屋上緑化により、公共施設の緑化を推進する。
- ②既存緑地の保全を図る。
- ③新設の公共施設については、敷地面積に対し 20%以上の緑被率を確保するよう努める。

5 空調設備

- ①原則、冷房は 28 度、暖房は 19 度に設定する。
- ②空調や換気フィルター等をこまめに清掃し、点検するとともに空調対象範囲の細分化をするよう努める。

6 照明設備

- ①照明器具等をこまめに清掃し、光源の効果的な活用に努める。
- ②照明器具に調光器を設置し、明るさを管理するよう努める。
(推奨照度：執務室 750lx、会議室 500lx)

7 その他設備

- ①エスカレーターは、人感センサーにより未利用時の停止に努める。

- ②夏は、トイレの便座ヒーターの電源を切るか、節電モードにする。
- ③冷蔵庫の設定温度を変更できる場合は、できる限り控えめに設定する。

8 工事

- ①環境に優しい工法・資材などを活用した公共工事に努める。
- ②受注者に廃棄物適正処理の徹底を指示する。
- ③国産材やあいくる材の率先利用に努める。

(2) 「エコアクション刈谷」取組状況調査結果

第7版「エコアクション刈谷」に基づいた取組内容について、令和3年（2021年）4月から令和4年（2022年）3月までの1年間における刈谷市役所各課等及び職員の取組内容を調査しました。その主な結果は次のとおりです。

ア 各取組内容の実践率について

各取組内容の実践率について、所属別の6段階自己評価をパーセントに換算して算出しました。全体の平均実践率は91.7%でした。

取組内容		実践率
1	環境に配慮した財・サービスの購入	89.2%
2	照明設備の適正管理	90.4%
3	OA機器等の適正管理	91.9%
4	職員のエレベーター使用の自粛	97.2%
5	空調設備・給湯設備の適正管理	93.4%
6	水資源の使用抑制	93.2%
7	公用車の使用抑制・燃費向上	94.3%
8	紙類の使用量の削減	86.9%
9	ごみの発生抑制・リサイクル	89.6%
10	職員の環境意識向上	90.6%
全体平均		91.7%

イ 温室効果ガスの総排出量の削減について

令和3年度（2021年度）の実績は、基準年度比で6.93%減となりました。

	平成25年度 （基準年度）	令和3年度 （実績）	増 減	
			排出量	比 率
二酸化炭素換算量 (kg-CO ₂)	19,672,113	18,308,848	-1,363,265	-6.93%

ウ 個別の措置について

(ア) 温室効果ガスの排出量削減に関する項目

項目	平成 25 年度 (基準年度)	令和 3 年度 (実績)	令和 12 年度 (目標年度)
施設におけるエネルギー使用総量(※) (原油換算値・電気使用量含む)	9,488 kl	10,834 kl (+14.2%)	7,396 kl (△22%)
施設におけるエネルギー使用効率 (原油換算値を単位面積等で除して算出)	100 (基準値)	111.2 (+11.2%)	78 (22%改善)
施設における電気使用量 (※)	28,182 千 kWh	30,726 千 kWh (+9.0%)	23,581 千 kWh (△16%)
公用車の燃料使用総量 (原油換算値)	105.7 kl	82.0 kl (△22.4%)	63.4 kl (△40%)

※電気の二酸化炭素排出係数は、電気事業低炭素社会協議会において「政府が示す 2030 年度の長期エネルギー需給見通しに基づき、2030 年度に国全体の排出係数 0.37 kg CO₂/kWh 程度を目指す。」という目標を掲げているため、本計画の目標年の排出係数を 0.37 kg CO₂/kWh と仮定し、温室効果ガス排出量 40%削減を達成するための「施設におけるエネルギー使用総量」及び「電気使用量」を算出。

(イ) その他、環境配慮行動に関する項目

項目	令和元年度 (参考) (※)	令和 3 年度 (実績)	令和 12 年度 (目標年度)
グリーン購入達成率 (数量ベース)	86.2%	82.0% (△4.2%)	96.2% (10%改善)
用紙類の購入量	69,476 kg	54,376 kg (△21.7%)	62,528 kg (△10%)
水の使用量	429,919 m ³	391,863 m ³ (△8.9%)	386,927 m ³ (△10%)

※上記 3 項目は、直接的に温室効果ガスの排出量削減に関する項目ではないため、国の「地球温暖化対策計画」の基準年である 2013 年度ではなく、第 7 版「エコアクション刈谷」策定時の直近の実績である令和元年度（2019 年度）を参考年とし、改善目標を算出。

エ 環境に配慮した自動車の導入状況について

燃料電池 自動車	電気自動車	プラグイン ハイブリッド自動車	ハイブリッド 自動車	天然ガス 自動車	計
1	1	1	14	3	20

公用車保有台数 : 253 台

環境に配慮した自動車保有率 : 7.9%

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

2 刈谷市グリーン購入

平成 13 年（2001 年度）4 月 1 日「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆる「グリーン購入法」が施行されました。

この法律は、環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供等を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。そして、環境物品等の選択を国や独立行政法人等に義務付け、地方公共団体や地方独立行政法人には努力するよう求め、国民、事業者には一般的責務として求めています。また、国や物品の製造、輸入、販売等をする事業者に対し、情報提供等が求められています。

このような状況をふまえ、本市においても、環境物品等の調達を推進するため、平成 14 年（2002 年）4 月 1 日に「刈谷市グリーン購入基本方針」を策定するとともに、基本方針に基づき調達目標やグリーン購入物品表等も策定いたしました。なお、調達目標や物品表などについては、定期的に見直しを行っております。

(1) 刈谷市グリーン購入基本方針（令和 4 年（2022 年）4 月 1 日改定）

私たちを取り巻く社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルや経済活動により環境に多くの負荷を与えており、こうした構造の変革を行政が市民、事業者率先して取り組み、環境負荷削減に努めなければなりません。

このため刈谷市は、その解決策の一つとして、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）を積極的に推進し、環境負荷削減に努めるため、刈谷市グリーン購入基本方針を定め実行を図るものとします。

ア 基本方針の位置付け

この基本方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」の規定及び「刈谷市職員環境行動計画」に基づき、刈谷市におけるグリーン購入の基本的事項を定めるものとする。

イ 調達の基本原則

財やサービスの調達に当たっては、まずその必要性について十分に考えた上で、以下の基本的事項に従い調達を行うものとする。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再利用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生された素材や再利用された部品を多く利用していること。
- ⑧ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- ⑨ 調達数量は、必要最小限とすること。

ウ 調達時の判断基準等

刈谷市におけるグリーン購入の判断基準等は、次のとおりとする。

(ア) 判断基準

別表 1 に掲げる対象品目（特定調達品目）については、下記の①または②を満たす物品等を選択する。

① グリーン購入法適合品（グリーン購入法第 6 条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たす。）である。

② 別表 2 に掲げる環境ラベル等（エコマークやグリーンマークなど、第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベリング制度の認証を受けたもの）が付されている。

また、対象品目以外の物品等については、「2 調達の基本原則」に示す事項を、より多く満たすものを選択する。

(イ) 調達目標

調達目標については別表 3 のとおりとし、目標管理を行う。

(ウ) 基準等の見直し

上記の対象品目、判断基準及び調達目標については、適宜見直しをするものとする。

エ 公表

「基本方針」、「対象品目」及び「調達目標」は、公表するものとする。

オ 調達実績の把握と報告

各課等は、調達目標にかかる対象品目の調達実績を的確に把握し、環境推進課から請求があったときは、実績報告をするものとする。

※グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入することです。

(2) 対象品目及び調達目標（別表１及び３関係）

分野	品目 (うち、目標管理対象)	調達目標等
1. 紙類 ※コピー用紙、ティッシュ等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 100%
2. 文具類 ※ボールペン、ファイル等	85 品目 (83 品目)	調達総量の 100%
3. オフィス家具等 ※いす、机等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
4. 画像機器等 ※コピー機、プリンタ等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
5. 電子計算機等 ※電子計算機・ディスプレイ等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
6. オフィス機器等 ※シュレッダー、デジタル印刷機等	5 品目 (5 品目)	調達総量の 100%
7. 移動電話等 ※携帯電話、PHS 等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
8. 家電製品 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫等	6 品目 (6 品目)	調達総量の 100%
9. エアコンディショナー等 ※エアコンディショナー、スラブ等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
10. 温水器等 ※ガス温水機器、石油温水機器等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
11. 照明 ※電球形状のランプ、LED 照明器具等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 50%
12. 自動車等 ※自動車、乗用車用タイヤ等	8 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
13. 消火器 ※消火器	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
14. 制服、作業服等 ※制服、作業服等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 75%
15. インテリア・寝装寝具 ※カーテン、布製ブラインド等	11 品目 (11 品目)	調達総量の 100%
16. 作業手袋 ※作業手袋	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
17. その他繊維製品 ※集会用テント、ブルーシート等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 50%
18. 設備 ※太陽光発電システム・燃料電池等	10 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
19. 災害用備蓄用品 ※缶詰、アルファ化米等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
20. 公共工事 ※間伐材、高炉セメント等	70 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
21. 役務 ※印刷、食堂等	21 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
22. ごみ袋等 ※プラスチック製ごみ袋	1 品目 (1 品目)	調達総量の 100%

取り組み対象品目

22分野 285品目

全体の調達目標

96.2%（総量ベース）

(3) 判断の参考にする環境ラベル等（別表2関係）

環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク	環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク
エコマーク 《財団法人日本環境協会》		再生紙使用マーク 《3R活動推進フォーラム》	 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用
エコ・ユニフォームマーク 《日本被服工業組合連合会》	 (新) (旧)	燃費基準達成率ステッカー 《国土交通省》	
衛生マットレス・フレーム基準 《全日本ベッド工業会》		省エネラベリング制度 《経済産業省（省エネルギーセンター）》	
間伐材マーク 《全国森林組合連合会》		低燃費タイヤ統一マーク 《（一社）日本自動車タイヤ協会》	
牛乳パック再利用マーク 《NPO法人集めて使うリサイクル協会》		低排出ガス車認定マーク 《国土交通省》	
グリーンマーク 《財団法人古紙再生促進センター》		バイオマスマーク 《社団法人日本有機資源協会》	
JOIFA グリーンマーク 《（一社）日本オフィス家具協会》		PCグリーンラベル 《一般社団法人パソコン3R推進協会》	
国際エネルギースタープログラム 《経済産業省（省エネルギーセンター）》	 (新) (旧)	PETボトルリサイクル推奨マーク 《PETボトルリサイクル推進協議会》	
統一省エネラベル 《経済産業省（省エネルギーセンター）》		グリーンプリンティング認定制度 《（一社）日本印刷産業連合会》	
NLマーク 《日本印刷インキ工業連合会》		植物油インキマーク 《日本印刷インキ工業連合会》	
モバイル・リサイクル・ネットワーク 《（一社）電気通信事業者協会》		ウィンドウ・フィルムロゴマーク 《日本ウィンドウ・フィルム工業会》	
フロンラベル 《経済産業省》			

(4) 刈谷市グリーン購入調達実績

令和3年度実績

分野	調達目標	全購入数	グリーン購入数	達成率
1. 紙類	100%	111,157	101,328	91.2%
2. 文具類	100%	34,349	14,976	43.6%
3. オフィス家具等	100%	601	180	30.0%
4. 画像機器等	100%	475	213	44.8%
5. 電子計算機等	100%	1,001	762	76.1%
6. オフィス機器等	100%	4,798	4,377	91.2%
7. 携帯電話	100%	1	1	100.0%
8. 家電製品	100%	4	0	0.0%
9. エアコンディショナー等	100%	1	0	0.0%
10. 温水器等	100%	0	0	—
11. 照明	50%	1,124	723	64.3%
12. 自動車等	100%	3	1	33.3%
13. 消火器	50%	118	118	100.0%
14. 制服・作業服等	75%	666	400	60.1%
15. インテリア・寝装寝具	100%	127	0	0.0%
16. 作業手袋	50%	633	0	0.0%
17. その他繊維製品	50%	17	0	0.0%
18. 設備	目標管理対象外			
19. 防災用備蓄用品	100%	30,804	29,328	95.2%
20. 公共工事	目標管理対象外			
21. 役務	目標管理対象外			
22. ごみ袋等	100%	0	0	—
総計	96.2%	185,879	152,407	82.0%